

市から自治協会・コミュニティセンターへ依頼する業務の見直しについて（中間報告）

このことについて、今年度、自治協会及びコミュニティセンターに「市から依頼している業務」について、負担軽減を図るため、依頼業務量の調査や自治協会等への面談による意見聴取を実施し、このたび中間報告を取りまとめましたので、次のとおり報告します。

1. 負担軽減に向けた取組の経過等について

(1) 目的

自治会未加入世帯が増加している。様々な理由があるが、「市から自治会への依頼業務が多い」「市から自治会へ依頼業務があっても、高齢化のため対応できない」といった意見も多く、依頼業務が負担になるため、自治会に加入しなかったり、脱退の流れにつながっている。

このため、今回、自治協会及びその事務局を担当しているコミュニティセンター（以下、「自治協会等」という。）へ市が依頼している業務を把握し、全43地区からこれらの業務についての意見を聴取し、現状に即したものに見直していく。

また、自治協会等が負担に感じている各種団体への人員選出や募金活動等についても幅広く意見を聴取し、各種団体等と今後も持続可能なものとなるよう調整を図っていく。

併せて、自治会活動に大きな関わりのあるコミュニティセンターの安定した管理運営のために必要と考える改善事項・要望事項を聴取して課題を整理し、今後、コミュニティセンターのあり方の検討を進める。

（令和5年度 市長施政方針）

コミュニティ活動については、地域コミュニティの基礎となる自治会の加入促進、脱退防止を図るため、（中略）市から自治会等へ依頼している様々な業務の負担軽減について全庁的な見直しを行います。

(2) 取組経過等

1) 市内の調査項目 自治協会等への依頼業務（過去3年間実績を事前準備） ～ 6月

- ① 業務名 ② 業務の内容 ③ 依頼先 ④ 依頼頻度 ⑤ 何人役
- ⑥ 今後も自治協会等に依頼する方針か ⑦ 依頼業務の負担軽減は可能か
- ⑧ 他に可能な方法があるか ⑨ 自治会未加入世帯への対応

- 2)自治協会等の調査項目 市、市以外の公的機関・各種団体からの依頼業務 ～ 6月
 ① 依頼者（市以外） ② 依頼業務名 ③ 依頼業務の内容・頻度
 ④ 見直しに対する意見 ⑤ 依頼業務に対する自治協会等の意見
- 3)コミュニティセンターに関する改善事項・要望事項 ～ 6月
 ① 職員体制 ② 処遇 ③ その他
- 4)自治協会等へのヒアリング ～ 7月－10月
- 5)市内、各種団体との検討 ～ 11月－1月
- 6)関係者への中間報告 ～ 2月

2. 負担軽減について

《負担軽減/総括表、個別表の見方》

中間報告	説明	～ 負担軽減に向けた見直し意見というよりも、要望や問合せ事項であり、今回、記載する内容でご理解をお願いするもの
	従来どおり	～ 負担軽減の検討を行ったがこれまでどおりの対応をお願いしたいもの
	改善	～ 負担軽減を図ったもの
	検討中	～ 負担軽減に向け、引き続き検討を進めるもの

検討会	◎	～ 関係者により更に意見交換を行い議論を深めて方向性を導き出すもの
	□	～ 担当課において引き続き検討を行ったうえで提案するもの
	※	～ 検討会において負担軽減策の進捗状況を確認するもの

(1) 総括

番号	負担軽減見直し対象事項	担当課	個別資料ページ	中間報告状況				検討会案件
				説明	従来どおり	改善	検討中	
①	避難プランの作成について	防災安全課 福祉推進課	P4	3件	3件		1件	※
②	民生委員・児童委員の選出について	福祉推進課	P5		1件	2件	4件	◎
③	文化財調査協力員の選出について	文化財課	P5		1件	1件		
④	投票立会人の選出について	選挙管理委員会事務局	P6	2件	2件		2件	□
⑤	健康づくり推進員の選出について	健康増進課	P7	1件		1件	1件	※
⑥	消費者問題研究会斐川支部の委員の選出について	斐川行政センター	P7			1件		

番号	負担軽減見直し対象事項	担当課	個別資料 ページ	中間報告状況				検討会 案件
				説明	従来どおり	改善	検討中	
⑦	ホテルの調査について	環境政策課	P8				2件	□
⑧	行政連絡業務について	自治振興課	P8				2件	
⑨	地域が誇る観光スポット 事業について	観光課	P9				1件	
⑩	出雲市環境保全連合会 事務局について	環境政策課	P9			2件		
⑪	斐伊川一斉清掃について	国 道路河川維持課	P9				2件	1件 ※
⑫	神戸川一斉清掃について	国 建設企画課	P10				3件	※
⑬	出雲神話まつりについて	観光課	P10				1件	※
⑭	原子力学習会について	防災安全課	P10				1件	※
⑮	原子力防災訓練について	防災安全課	P11			1件		
⑯	出雲全日本大学駅伝について	文化スポーツ課	P11			1件		
⑰	出雲くにびきマラソンについて	文化スポーツ課	P11				1件	
⑱	閉校した小学校の維持 管理について	防災安全課 管財契約課 教育政策課 教育施設課	P11	1件	1件		1件	□
⑲	各種団体の会費・募金に ついて（社協・赤十字の 会費、赤い羽根・歳末た すけあい募金）	出雲市社会 福祉協議会 （福祉推進課）	P12	4件			1件	2件 ◎
⑳	各種団体の会費・募金に ついて（緑の募金）	緑化推進委員会 （森林政策課）	P15	1件				3件 □
㉑	小中学校後援会費について	教育政策課	P16	1件				1件 ◎
㉒	消防団員の確保について	警防課	P17	1件				2件 ◎
㉓	旧市町枠での各種委員の 選出について	自治振興課	P18					1件 ※
㉔	行政文書配付について	総務課 広報課 自治振興課	P18					1件 ※
検討状況総数				14 件	12 件	15 件	24 件	

(2) 個別案件整理表

①避難プランの作成について（担当課：防災安全課・福祉推進課）		
見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
1. 市の考え方について ■ 支援者に求める支援内容について明確にしてほしい。	● 災害時には、避難支援者本人やその家族の安全確保が最優先であり、「声かけ」だけでも支援になると考えます。	説明
■ 個人情報の取扱いについて明確にしてほしい。	● 申請時に、個人情報を地区災害対策本部・コミュニティセンター・その他関係者で共有することに関する同意書の提出を求めています。また、情報共有については、要支援者が属する自治会（町内会）又は担当民生委員児童委員等に限定するなど、各地区において厳重に管理していただいておりますが、今後も、丁寧に説明を行ってまいります。	説明
■ 避難プランが作成できない方がいる場合はどう対応したらいいか。	● 災害対策基本法では、避難プラン（個別避難計画）の作成主体は市となっています。 ● 本市では、避難プランの実効性を高めるため、地区と福祉事業所の皆様に作成の協力をお願いしています。 ● 地区で対応できない要支援者は、市が関係機関と調整して作成しますので、ご連絡をお願いします。	従来どおり
■ 避難プランの有効性について説明してほしい。	● 避難プランは、避難に支援を要する方の情報を地区で共有し、災害発生時の要支援者の避難の実効性を高めるためです。	説明
2. 受付時の市の対応について ■ 要支援者の情報を市で前捌きしてほしい。	● 市で把握している要介護度や障がい支援区分は避難プランに作成して地区に渡しています。基礎疾患や薬の種類は把握していないため、地区で聴取していただきたいですが、要支援者等から記載したくないとの申し出があれば、空欄でも結構です。	従来どおり
3. 負担軽減について ■ 避難プランの入力作業は、市でしてほしい。	● 令和4年度から「避難行動要支援者名簿・個別避難計画管理システム」を全コミセンに配置しており、本システムを使用し、各地区で作成された避難プランは地区で入力をお願いします。なお、システムに入力していただいたものが負担金（500円/件）の対象になります。今後も、本システムがより円滑に運用できるよ	従来どおり

①避難プランの作成について（担当課：防災安全課・福祉推進課） つづき		
見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
	う、地区からのご意見・ご要望をお願いします。	
4. その他 ■ マイナンバーカードを活用する計画がないか。	● 国はシステムを導入し、マイナンバーカードを用いた避難者管理、被災者支援手続など、防災業務の迅速化・簡略化を行う計画です。本市では、 システム導入にあたって、その費用対効果と有効性について研究している最中です。	検討中

②民生委員・児童委員の選出について（担当課：福祉推進課）		
見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
1. 候補者探しに苦労している ■ 定年延長のため、対象者が少なくなった。	● 島根県では、民生委員は75歳未満、主任児童委員は55歳未満が望ましいとしていますが、理由書を添付すれば年齢を超えている方でも民生委員に委嘱することができます。	従来どおり
■ 地区に丸投げである。（市の姿が見えない。）	● 各地区の状況を把握したうえで、選任する際の課題等について聞き取りを行い、 解決に向け一緒に検討する等、きめ細かく対応していきます。	改善
2. 民生委員の負担軽減について ■ 責任が重く、負担感を減らさないと、受け手がいない。	● 市として負担軽減の取組を進めています。今年度は 民生委員の証明事務の見直しを行い、来年度から一部削減を行います。 ● 今後も民生委員との意見交換などを通じて 負担感の実態把握をし、見直しを検討します。	改善 検討中
■ 自治会未加入世帯への対応が負担である。（訪問しても会えない。どのような世帯なのか分からない。）	● 自治会未加入世帯への対応については、 民生委員との意見交換を通じて実態を把握し、検討します。	検討中
3. 任期開始を4月にしてほしい ■ 他の委員の任期と併せた方が依頼しやすい。	● 任期は国の民生委員法で定められており、出雲市独自で変更することはできません。 今後、任期を4月開始にするよう国に要望します。	検討中
4. その他 ■ 待遇改善をしてください。	● 令和3年度に待遇改善を行いました。今後も国県及び他自治体の動向を注視していきます。	検討中

③文化財調査協力員の選出について（担当課：文化財課）		
見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
1. 候補者探しに苦労している ■ 誰でも良いわけではない。	● 文化財調査協力員については賛否ご意見をいただいておりますが、協力員	

③文化財調査協力員の選出について（担当課：文化財課） つづき

見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区やコミセンでは、個人の興味や趣味までは把握していない。 ■ 該当者がいないので、文化財の知識がない自分（自治協会長）が引受けているが、これで良いか。 ■ 一人で複数地区を担当してもらうようにしてはどうか。 	<p>のご協力により貴重な文化財の発見・指定に至った事例もあります。市の観光資源にもなる重要な文化財を守り活かしていくために、協力員の制度は続けていきたいと思えます。</p>	従来どおり
<p>2. 文化財調査協力委員の重要性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 文化財調査協力員は非常に重要であり、各地区に必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力員については今年度末が任期となります。協力員の紹介については、これまで任期終了の年度末に短期間で依頼していましたが、今後は、協力員の継続の意向確認を文化財課が行い、その結果をコミュニティセンターと共有します。退任の意向があった地区においては、文化財課がコミュニティセンターと相談しながら、新たな協力員の人選を進めますので、引き続き、ご協力をお願いします。 	改善

④投票立会人の選出について（担当課：選挙管理委員会事務局）

見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
<p>1. 候補者探しに苦労している</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 選管で探してもらえないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 候補者探しに苦労されている地区もあると思いますが、地区に精通されている自治協会等にご協力をお願いすることが現時点での最善策と考えており、引き続きご協力をお願いします。 	従来どおり
<ul style="list-style-type: none"> ■ 地元在住の県・市職員になってもらえないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市選管から県選管に協力を要請していますが、実現していません。該当の方がおられる場合は、地区からも個別に依頼をお願いします。また、市の正規職員については、多数が投票事務に従事しているため、地区で選出できなかった場合は、会計年度任用職員の選任を検討します。 	検討中
<ul style="list-style-type: none"> ■ 県立大学出雲キャンパスや出雲商業高校に依頼しようと考えている。 ■ 選出にあたり、良い方法があれば教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 若年層の選挙啓発もかねて、是非お願いします。 ● 現在、選管でも県立大学出雲キャンパスに依頼していますが、今後、市内の大学、専門学校にも依頼を検討していきたいと考えます。 	検討中
<p>2. 二人で1日（半日ずつ）にできないか</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 拘束時間が長いと断られることが 	<ul style="list-style-type: none"> ● 交代制にした場合、交代人員が失念や遅刻した場合のリスクもあり、こ 	

④投票立会人の選出について（担当課：選挙管理委員会事務局） つづき

見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
ある。	れまで原則1日の立会いをお願いしています。ただし、 地域の事情等により、やむを得ない場合は交代勤務も可能としています。	従来どおり
3. その他 ■ 依頼から推薦までの期間が短いと苦勞する。	● 選挙期日が確定してからでないと依頼ができないこともあり、特に衆議院解散総選挙など、やむを得ず内申までの期間が短くなりご負担をおかけしますが、ご理解をお願いします。	説明
■ 投票箱を開票所に持って行くのに、投票立会人は外してもらえないか。	● 公職選挙法の規定で、最低でも立会人の一人の同行が必要となりますので、ご理解をお願いします。	説明

⑤健康づくり推進員の選出について（担当課：健康増進課）

見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
1. 健康づくり推進員のあり方について ■ 健康づくり推進員に依頼することを明確にした方が良い。	● 健康づくり推進員は、研修会や連絡会への参加、文化祭等での啓発で、健康づくりに関する活動を身近な地区の中に広めてもらうために依頼しています。 ● 健康づくり推進員が地域住民から選出されていることで、地域の实情に合った活動ができて、地域づくりにもつながっています。	説明
2. 負担について ■ 活動を活発にすると委員の負担が増す。	● コミセンの既存事業内で健康づくりに関する啓発の時間を設けてもらうなど、 各地区の状況に応じて都度負担感の無い方法を検討 します。	検討中
3. 健康づくり推進員の人数について ■ 3人を選出しないといけない。あと1人の選出が厳しい。	● 3人程度の選出 をお願いします。 選出が難しい時は健康増進課にご相談ください。	改善

⑥消費者問題研究会斐川支部の委員の選出について（担当課：斐川行政センター 地域振興課）

見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
1. 活動内容が不明である。 ■ ここ数年はコロナ禍であったため活動がなく、活動内容や必要性が分からず、辞める人もいます。	● 来年度から、コロナ禍前に行っていた年金支給日における啓発活動などを再開する予定です。活動を通じて必要性を認識していただくよう努めます。 ● また、 各地区コミセンに会員の選出を依頼する方法を見直し、担当課が人選する方法に変更 します。	改善

⑦ホタルの調査について（担当課：環境政策課）

見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
<p>1. 調査方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 調査方法を教えてほしい。 ■ 市が広報いずもやSNSで直接呼びかけてはどうか。 ■ 調査依頼がホタルがでる時期と異なっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各コミュニティセンターへ、ホタルの発見情報について、毎年5月頃に調査依頼し、8月末日までに報告をお願いしています。 ● 地元と精通しているコミュニティセンターで、引き続き情報収集をお願いします。なお、調査方法について、市民の方への調査周知は環境政策課で行い、市役所あるいはコミュニティセンターで情報提供を受けるようにするなど、コミュニティセンター側の負担を少なくし、効果的にデータが取れるよう検討します。 	検討中
<p>2. 調査理由や活用方法を知りたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 調査理由を教えてほしい。 ■ 結果をフィードバックしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年「出雲市環境レポート」を発行し、出雲市環境総合計画に掲げた目標や施策の進捗状況を点検、評価し、広く市民の皆さまにお伝えすることで、環境への関心を高め、環境の維持、改善に繋がるよう取り組んでいます。その中の一つとして、水辺環境の指標とも言われるホタルの生息状況を調査しています。 ● 調査結果は「出雲市環境レポート」に記載しており、冊子は、市議会、図書館、コミュニティセンターへ配布するとともに、市ホームページで公開するなど、広く市民の方へ周知しています。 ● 令和6年度に、「出雲市環境レポート」の大幅な見直しを行う予定であり、ホタルの調査についても、調査方法の見直しを検討します。 	検討中

⑧行政連絡業務について（担当課：自治振興課）

見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
<p>1. 押印について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約するのに必要な自治会加入世帯数などを記載する書類の押印は省略できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和6年度の手続きから自署対応とし、押印は廃止します。（ただし、契約書には押印が必要です。） 	改善
<p>2. 記入様式や説明資料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者にも分かりやすくしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和6年度の手続きから説明資料や記入例を分かりやすくなるよう改善します。 	改善

⑨地域が誇る観光スポット事業について（担当課：観光課）		
見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
1. 情報更新のやり方について <ul style="list-style-type: none"> ■ 情報を更新する際は、当該団体等と直接やり取りしてほしい。（コミセンでは正確に伝えられない。） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和6年度以降、観光課と申請団体が直接やりとりを行うよう改善します。 	改善

⑩出雲市環境保全連合会事務局について（担当課：環境政策課）		
見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
1. 負担について <ul style="list-style-type: none"> ■ 事務局を担当しているコミュニティセンターの負担になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市から補助金を交付していますが、活動に伴う事業計画、事業報告などの事務があり、負担になることは承知していますが、引き続き、ご協力をお願いします。 	従来どおり
2. 総会の開催時期について <ul style="list-style-type: none"> ■ 全市の総会が遅いため、地区の総会（5月）の予算書と補助額がずれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年度末の3月末日に各支部からの会計報告を受け、その後、保全連合会全体の決算書等を作成するため、総会開催の準備に時間を要します。可能な限り、早めに総会を開催するよう努めます。 	従来どおり

⑪斐伊川一斉清掃について（担当：国 担当課：道路河川維持課）		
見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
1. 平日に実施することについて <ul style="list-style-type: none"> ■ 仕事を休んでまでの参加が負担になっている。 ■ 6時開始であれば、仕事を休む必要がない。 ■ 日曜日開催とできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国、県、市（出雲市、雲南市）が共催で行っている事業であり、開催日は主催者の出雲河川事務所が決定します。 ● 令和6年度から日曜日開催とするよう出雲河川事務所をはじめ、関係者で決定しました。 	改善
2. 動員人数について <ul style="list-style-type: none"> ■ 以前に比べてゴミは少なくなってきた。動員人数を再検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア参加を基本としていますので、市から動員人数を指定することは従来から行っていません。今後も負担のない範囲で参加をお願いします。なお、関係するコミュニティセンターへは、国・市で説明を行いました。 	改善
3. その他 <ul style="list-style-type: none"> ■ 中止の連絡が遅かった。前日の天気予報で判断してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中止の判断は主催者である出雲河川事務所が行います。中止決定及び周知方法について、現在、出雲河川事務所と協議しています。 	検討中

⑫神戸川一斉清掃について（担当：国 担当課：建設企画課）

見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
1. 実施方法及び名称の検討について <ul style="list-style-type: none"> ■ ゴミはほとんど無いため、ウォーキング大会と名称を変え、ウォーキングのついでにゴミがあれば拾ってもらおうようにした方が参加者を集めやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 主催者である出雲河川事務所からは「神戸川一斉清掃は既に地元地域に定着しており、目的や名称の変更は行いません。各地域で参加者を募集する際、ご提案のようなアイデアで行っていただければよいと考えています。」と回答がありました。 	改善
2. 動員人数について <ul style="list-style-type: none"> ■ 神戸川はゴミがなく、きれいである。もっと動員人数を減らせないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 主催者である出雲河川事務所からは、動員人数を指定することは従来から行っていないと伺っています。今後も負担のない範囲で参加をお願いします。 	改善
3. その他 <ul style="list-style-type: none"> ■ 当初は、国が清掃前にあいさつをしていたが、いつからか自治協会がするようになった。最初のあいさつは国がすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 主催者である出雲河川事務所からは「地域によって開始方法が異なるため、個別に調整させていただきたい。」と回答がありました。 ● 神戸川一斉清掃の担当である出雲河川事務所占有調整課へご相談ください。 	改善

⑬出雲神話まつりについて（担当課：観光課）

見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
1. 盆踊りについて <ul style="list-style-type: none"> ■ 開催時間が遅くなり、小学生の参加を取り止めた。以前の時間に戻してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年度に4年ぶりに開催した第18回出雲神話まつりは熱中症対策等の理由で、盆踊りの開始時刻を30分遅くしました。 (R1:19:00⇒R5:19:30) ● 次回の開催内容は、本意見を含めた今回の開催結果も参考に、出雲神話まつり振興会で検討します。 	検討中

⑭原子力学習会について（担当課：防災安全課原子力防災室）

見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
1. 開催方法について <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民会館大ホールで開催されたが、参加者は100人程度であった。会場変更も含めて、開催方法を再検討してみてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● この学習会は、万が一に備え、原子力災害の特殊性や防災対策等について、広く市民の皆様理解いただくことを目的に開催しています。 ● 企画にあたっては、市民の皆様が関心を持ち、積極的に参加いただけるよう、会場選定も含め適切に検討します。 	検討中

⑮原子力防災訓練について（担当課：防災安全課原子力防災室）

見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
1. 参加の是非 ■ 朝山地区は一部が 30 km に入るが、人家は無く避難する人はいないと思われるが、訓練に参加しないといけないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 県とともに島根原子力発電所から半径 30 km の範囲に全部又は一部が含まれる地区を同区域の対象としています。また、その区域は、地区単位を基本としつつ、ごく一部が 30 km の範囲に含まれている場合は町単位で設定しています。この考えから、朝山地区は地区全体ではなく朝山町の区域のみ対象としています。 ● 万が一の災害発生時に落ち着いて避難行動をとっていただくためには、訓練での経験が非常に有効と考えます。引き続き訓練参加にご協力をお願いします。 	従来どおり

⑯出雲全日本大学駅伝について（担当課：文化スポーツ課）

見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
1. ボランティアの依頼方法について ■ 各種団体に直接依頼してほしい。（市→コミセン→各種団体→コミセン→市）	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国中継される本大会の準備作業は膨大なものがあり、その中で出雲地域のコミュニティセンターにおいて派遣取りまとめをはじめとする様々な面でのご支援・ご協力は、市としても大変心強く、感謝しております。 ● 市から各団体には依頼文を送付していますが、コミュニティセンターでは各地区の実情に応じた取りまとめをされていますので、今後も同様の方法でお願いします。ご支援・ご協力をお願いします。 	従来どおり

⑰出雲くにびきマラソンについて（担当課：文化スポーツ課）

見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
1. 交通規制について ■ 走路員の方から、車がコースに入ってきたと苦情があった。	<ul style="list-style-type: none"> ● 走路員説明会において、不測の事態への対応についても、より分かりやすく説明を行い、改善に努めます。 	改善

⑱閉校した小学校の維持管理について（担当課：防災安全課・管財契約課・教育政策課・教育施設課）

見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
1. 維持管理にあたっての援助について ■ 校庭や体育館を管理するのに必要な除草剤、草刈り機・刃、ワックス代を援助してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ● 市で年 1 回の草刈りを実施します。時期や作業範囲は自治協会に相談します。また、備品は、協議のうえ、無償貸与を検討します。消耗品は、 	検討中

⑱閉校した小学校の維持管理について

(担当課：防災安全課・管財契約課・教育政策課・教育施設課)

見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
<ul style="list-style-type: none"> ■ 旧東小学校を地区のイベントで使いたいとの意見が出ている。このため、電気、水道を復活してほしい。 	<p>地元負担でお願いします。(教育施設課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旧校舎の電気の引込配線、水道配管及び浄化槽への配管は、使用しないまま長期間放置することは防火管理上・衛生管理上好ましくないため、閉校後速やかに切断・撤去しています。また一方、これらを使用できるようにするには、相当の費用を要します。以上のことから、電気・水道等の再開は、地元での恒久的な利活用が可能かどうかを見極めたうえで判断する必要があります。(教育政策課) 	<p>説明</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 旧東小学校の体育館は災害指定避難所だが、多目的トイレ以外は和式、Wi-Fi もないので、整備してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の指定避難所については、現状の施設の設備を活用し、開設時には、避難所運営に必要な資機材等を持ち込んで対応しています。(防災安全課) 	<p>従来どおり</p>

⑲各種団体の会費・募金について

[社協・赤十字の会費、赤い羽根・歳末たすけあい募金] (担当：出雲市社会福祉協議会)

見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
<p>1. 自治会が集金していることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 依頼文やチラシは、もっと「任意」を強調すべき。 ■ なぜ、自治会が会費等の集金に協力しないといけないのか。 ■ 自治会に依頼があると同調圧力になる。 自分たちの世代は従来どおり協力していくが、若い世代に代が変わると、どうなるか分からない。色々な意見も出始めている。今のうちに、次の手立てを考えておくべきである。 ■ 自治会未加入世帯と同様の対応とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会は地域福祉の推進を基本理念とし、市民の皆様をはじめ福祉団体・組織や福祉施設など多くの方の参加と協力によって運営されている民間の団体です。 ● 地縁に基づき形成された自治組織(出雲市自治会等応援条例)は地域住民の皆さまにより運営されている組織であり、地域福祉を推進するためには一緒に活動を進めていくことが重要だと考えています。そのため自治組織への依頼を通じてご協力をお願いします。 ● なお、町内会代表者向け文書には「趣旨に賛同いただける場合に納入いただくもの」であり、「任意のものである」旨を記載しています。 	<p>説明</p>
<p>2. 自治会未加入世帯へは依頼が届いていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自治会未加入世帯との不公平感がある。 ■ 自治会未加入世帯への依頼方法を 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会に協力をお願いする限りは、加入されている人に対するお願いとなることは承知しています。 ● 自治会に加入していない人への依頼は、さまざまに検討していますが、 	

⑱ 各種団体の会費・募金について つづき [社協・赤十字の会費、赤い羽根・歳末たすけあい募金]（担当：出雲市社会福祉協議会）		
見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
<p>検討しないといけない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市は、自治会加入率をあげないといけない。 	<p>有効な方法が見いだせないのが現状です。 できることを一つ一つ試行していくことが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本会の活動を広報紙「社協だより」やホームページなどで報告し、研修会などの機会を捉え、自治会に加入していない世帯に対して 周知し、会員になっていただけるよう取り組んでいくことが大切だと考えます。 	<p>検討中</p>
<p>3. 会費・募金の目安額について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 社協会費は領収書に金額を印刷しており、善意の気持ちが薄れる。 ■ 自治会で話し合われ、減額しているところもある。全く協力しない自治会も出てきた。 ■ 数年前に赤い羽根共同募金について見直しを行ったが、適正に有効に使用されているとの結論になり、ほとんど削減しなかった。 ■ この他、消防会費や神社費などもあり、1件ずつは少額でも、全部足すと結構な金額になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の皆さまの社協活動への参加形態の一つが「会員・会費制度」です。 ● 市民の皆さまに「市社協の活動を支え、主体的に参加していただく」という理念に基づき、趣旨に賛同いただいた方を「会員」、活動へのご支援を「会費」としてしています。 ● 市内各世帯を一般会員とさせていただき、会費額は1世帯あたり1,000円としています。 ● 赤い羽根共同募金は、用途や集める額を事前に定めて、募金をする「計画募金」という仕組みです。 ● 事前に定めた額(目標額)を集めるため、戸別募金では、ご協力いただきたい募金額として目安額を記載しています。 	<p>説明</p>
<p>4. 事務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市の補助金事務より、社協の補助金事務が細かすぎて負担が大きい。 ■ その時の担当者によって、指示が違う。 ■ 事務の簡素化ができないか。（歳末たすけあい募金：地区社協から市社協へ入金→地区社協が市社協に補助申請→市社協から地区社協に納入額と同額の補助金がかかる→地区社協が市社協へ報告書を提出している。報告書の提出だけではないか。） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市社協から地区社協等への助成金の財源は、市民の皆さまからいただいている会費や寄附金、共同募金です。 ● 財源が地域福祉を推進する趣旨に賛同いただき納入いただいた会費等であること、市社協として市内の地域福祉推進のため地区社協に取り組んでいただきたい項目に対し助成をする目的から、現在の事務の流れとなっています。 ● 歳末たすけあい募金について、地域で歳末たすけあい事業を実施するためには、地域から募金いただいた全額を県共同募金会に送金することになっています。 ● 県共同募金会に送金した歳末たすけあい募金全額は、市社会福祉協議会 	<p>説明</p>

⑱各種団体の会費・募金について つづき [社協・赤十字の会費、赤い羽根・歳末たすけあい募金]（担当：出雲市社会福祉協議会）		
見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
	<p>に助成金として交付されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● そこで地区社協が歳末たすけあい事業を実施するためには、地区社協は市社協へ当年度地区で集まった歳末たすけあい募金の同額の助成申請が必要となります。 	
<p>5. 会費・募金の使途や決算について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 赤い羽根共同募金は、社協で補助額を決定されるが、地区で集金した額より低くなっている。これはなぜか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 会費・募金の使途や目的が伝わるよう広報の工夫、伝える機会の場を作る等、理解が広がる丁寧な説明に努めます。 ● 赤い羽根共同募金で集まった募金は、出雲市内 42 地区の地区社協等が実施する事業やふれあいサロン事業等の地域福祉活動への助成、出雲市内の福祉団体への活動助成など出雲市内全域を対象とする福祉活動及び島根県内全域を対象とした広域助成に活用されているためです。 	説明
<p>6. 社協の賛助会費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特に市社協に協力してくれているので、市社協自身で受取りに行くべきではないか。 ■ クオカードや図書カードの購入依頼があるが、なかなか購入する人がいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内各世帯の皆さまに一般会員の会費、市内社会福祉法人等団体の皆さまに団体会費の納入をお願いしていますが、更なる福祉施策の推進のため、一般会費、団体会費とは別に賛助会費を地区社協、民生委員・児童委員、福祉委員、高齢者クラブ、企業等をお願いしています。 ● 賛助会費の納入方法は、納付書による金融機関からの振込、団体等でのとりまとめ後、振り込みや社協事務局へご持参、社協職員が受け取りに伺うなど様々です。 ● 依頼があれば、職員が受け取りに伺いますが、限られた職員数であり、全てに対応できないことをご理解いただき、引き続きご協力をお願いします。 	改善
<p>7. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 社協がフードロスの取組をされていることが地区民に認識され、会費等の否定的な意見が少なくなった。 ■ 日赤の会費は、前年度に納入した人（会員）の名前が納入書に印刷されており、無言の圧力になる。 ■ 自治会加入世帯＝社協の会員と位 	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭で食べきれない食品や食べられるのに廃棄対象になってしまう食品を地域の皆様や企業等から寄付していただき、生活に困窮する状況にある方に必要な食品を届けるフードドライブの活動を通じ、出雲市社会福祉協議会に対する認識、活動への理解が広がっていると感じています。 ● 今後も出雲市社会福祉協議会だから 	検討中

⑱各種団体の会費・募金について つづき

【社協・赤十字の会費、赤い羽根・歳末たすけあい募金】（担当：出雲市社会福祉協議会）

見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
<p>置付けるのは疑問がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ なぜ、支払わなければならないのかとの苦情が少しずつ出始めている。このため、丁寧な説明が必要である。 ■ 社協の会費は、全市民が恩恵を受けるものなので、市が予算措置すべきでないか。 	<p>できる活動を行っていき、出雲市社会福祉協議会に対する認識、理解が広がるよう活動していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会費、募金を自治会へ依頼することにより、自治会の皆さまに強制感や不公平感を感じられないよう、出雲市社会福祉協議会に対する認識、理解が広がるよう広報、会費等の使途を丁寧に説明するとともに、自治会未加入世帯が会員となるよう取り組んでいきます。 	<p>中間報告</p>

⑳各種団体の会費・募金について（緑の募金）

（担当：緑化推進委員会 担当課：森林政策課）

見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
<p>1. 自治会が集金していることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 依頼文やチラシは、もっと「任意」を強調すべき。 ■ なぜ、自治会が会費等の集金に協力しないといけないのか。 ■ 自治会に依頼があると同調圧力になる。自分たちの世代は従来どおり協力していくが、若い世代に代が変わると、どうなるか分からない。色々な意見も出始めている。今のうちに、次の手立てを考えておくべきである。 ■ 自治会未加入世帯と同様の対応とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑の募金に関しては、あくまでも募金であり、任意のものです。周知については、引き続き自治会を通じて行いたいと考えています。 ● 募金の方法は、島根県緑化推進委員会が切望している従来の自治会で取りまとめられる方法だけでなく、電子決済による個人募金が行えるよう緑化推進委員会へ要望します。 ● また、集金に関する負担を減らすため、銀行窓口による振り込みだけでなく、インターネットバンキングやATMによる振り込みを、緑化推進委員会に検討を求めます。 	<p>検討中</p>
<p>2. 自治会未加入世帯へは依頼が届いていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自治会未加入世帯との不公平感がある。 ■ 自治会未加入世帯への依頼方法を検討しないといけない。 ■ 市は、自治会加入率をあげないといけない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会未加入世帯に対して、市のHPで募金の振込先口座番号を掲載し募金の周知をするとともに、緑化推進委員会に自治会未加入世帯への周知を要望します。 	<p>検討中</p>
<p>3. 募金の目安額について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自治会で話し合われ、減額しているところもある。全く協力しない自治会も出てきた。 ■ この他にも、消防会費や神社費などもあり、1件ずつは少額でも、全部足すと結構な金額になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 募金額の目安額の問い合わせもあることから目安額は設定させていただきますが、強制するものではありません。 	<p>説明</p>

⑳各種団体の会費・募金について（緑の募金） つづき （担当：緑化推進委員会 担当課：森林政策課）		
見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
4. 募金の使途や決算について（3地区） ■ 使途や目的が説明不足である。	● 緑化推進委員会に対して 緑の募金活動の使途や決算が分かりやすいHPやチラシの作成を要望 します。	検討中

㉑小中学校後援会費について（担当課：教育政策課）		
見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
1. 否定的な意見等について ■ 市が予算措置できないか。（小中学校は義務教育である。部活も学校教育の一環である。） ■ 学校に通っている世帯のみにしてほしい。 ■ 自治会未加入世帯との不公平感がある。 ■ 地区内では色々な意見があるようである。 ■ なぜ、支払わないといけないのかとの意見も出始めている。 ■ 旧町時代にはなく、合併時に混乱した。現在は、PTAが集金に回っているが、子どもがいない地区もあり、隣の地区のPTAが依頼に行っても、断られることが多くなってきたようである。 地区外から中学校に通学している生徒が多く、地区内からは不満も聞かれる。 ■ 高齢者のみの世帯からは、苦情も聞く。 ■ 3地区から通う中学校だが、高齢者世帯は半額にしてはどうかと提案したが、残りに2地区から拒否された。	● 学校における教育課程に関する活動経費につきましては、基本的には教育委員会（市）が負担すべきもので、必要な予算を措置しています。教育後援会からは、部活動や教育活動・教育環境の一層の充実のために、様々な支援をいただいております、大変感謝しています。 ● 教育後援会からいただいた支援の中に、本来は教育委員会（市）が負担すべきものがないか精査し、より一層適切な予算措置及び学校への指導を行っていきます。 ● 教育後援会は、それぞれの地域において組織されている団体であり、会費や使途等については、各団体の御事情でご判断いただきたいと思います。	検討中
2. 地区行事への参加について ■ 働き方改革のため、学校が休みに開催する地区の体育祭や文化祭に協力しなくなった。このため、子どもが参加しなくなったが、子どもの姿が見られないなら、支援金にも影響が出ると思う。	● 地区の体育祭や文化祭に、学校が行事として参加することは、子どもたちや教職員の負担軽減のため、取りやめることがありますので、ご理解・ご協力をお願いします。 ● 子どもたちには地域の一員として、地域の行事やボランティア活動に積極的に参加することを推奨していきます。	説明

②消防団員の確保について（担当課：警防課）

見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
<p>1. 消防団員の確保で苦勞している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 若い人は仕事を理由に断る。（一度消防団を卒業した高齢の方が再び団員になった例もある。） ■ 工作中でも火事等があれば出動しやすくするため、市から会社に依頼してもらえないか。 ■ 消防団へ会費（例、年3,000円程度）支払っているが、自治会未加入世帯は支払っていない。市で予算措置できないか。 ■ 地区内在住者では団員を確保できなかったため、地区外に居住している地区出身者に団員になってもらっている。（消防団長も地区外居住である。） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地域と地元消防団には、永い歴史の中でそれぞれ地域毎に取り決められている事柄などがあると思慮します。 ● 団員の選出方法、会費等の集金方法、地区独自のルールなど各地域において様々であり、地域事情から統一できるものではなく、市が決定するものでもないと考えます。このことから、地域の取り決めについて検討する必要がある場合は、それぞれの地域で話し合い解決していただきたいと思います。 ● 一方、市としては消防団員を確保するために、「魅力ある消防団」を作り上げていくことが必要であり、SNSを利用した若者への情報発信やイメージアップ広報を進めていきます。 ● また、消防団には地域の理解と協力が必要不可欠であるため、消防団の地域活動等（地域イベント、防災指導、小学校出前授業など）への積極的参加も行っています。 ● この他、希望する団員には勤務している会社等に消防団活動への協力を要請しており、従業員の消防団活動に積極的な支援をしている事業所などは「消防団協力事業所」として認定し、表示証が掲示されています。 	<p>説明</p>
<p>2. 団員を確保するための要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 報酬を増額してほしい。（例、第2報酬と言えるぐらいの額（月50,000円程度）。財源は市民税に上乗せして徴収し、自治会未加入世帯からも徴収する。） ■ 市内の大型店舗と協定を結び、各店舗で使用できる商品券や地域通貨を提供する。 ■ 時間外労働的なイメージで報酬（最低賃金）を支払うようにしてはどうか。 ■ 消防団に地区独自の報酬を支払っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防団員の報酬は、「年額報酬」と、災害等に出場した際の「出場報酬」があり、この報酬を令和5年4月から改定しています。 （年額報酬） 団員階級：17,500円→36,500円 （出場報酬） 火災等：3,700円→8,000円 ● また、県、各市町村及び県消防協会が主体となり、消防団員（家族）が優遇される制度「しまね消防団応援の店」の開拓を展開しています。 ● こうした消防団応援事業をより充実させていくことも重要であり、他自治体の状況も見ながら推進していきます。 	<p>検討中</p>

②消防団員の確保について（担当課：警防課） つづき

見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
<p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 消火後の跡片付けや鎮火確認をしてもらっている。 ■ 消防より、水防で活躍してもらっている。 <p>消防団を縮小する計画であるが、本当にこれで大丈夫かとの疑問や心配がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自治会未加入世帯も対応しないといけないのかとの意見がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防団の定員数確保は、数年来の課題です。 ● さらに地域の実情及び将来の人口推計から、現在の定員数を維持することが今後困難になると予測され、定員数の見直しが必要であると認識しています。 ● 現在、定員数の見直しを消防団と共に進めています。 ● 定員数の見直しが災害対応力の低下に繋がることがないように、基本団員以外に、大規模災害時に活動する「大規模災害対応団員」を確保し、また、隣接分団や方面隊での出場体制を構築するなど、分団相互応援体制を確立し災害対応力を強化していきます。 	<p>検討中</p>

③旧市町村枠での各種委員の選出について（担当課：自治振興課）

見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
<p>1. 旧市町村枠での委員選出依頼に対応できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各種委員の選出について、合併して20年近く経過したにもかかわらず、未だに旧市町単位で依頼をすることについて、そろそろ見直す時期に来ている。 ■ 考え方には賛成するが、地域性のあるものは残した方が良いという意見が多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種委員選出を依頼する市担当部局で、役員改選時期の前に、旧市町単位で依頼すべきか、市全体で構成しても支障がないかを検討したうえで、選出を依頼します。 ● 旧市町単位や全地区での選出が必要と判断した場合には、その理由を付して選出依頼を行います。 ● 併せて、各種委員の選出状況を自治振興課で集約し、次の見直しの判断を行うための現況把握を行います。 <p>【調査方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民活動支援課が行う男女共同参画状況調査に併せ、委員選出方法（旧市町選出かどうか）も照会する。 	<p>検討中</p>

④行政文書配布について（担当課：総務課、広報課、自治振興課）

見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
<p>1. 毎月の行政文書配布の在り方を見直してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 配布文書量が多い。 ■ 仕分、配布作業の負担が大きい。 ■ 市以外の文書まで対応しなければ 	<ul style="list-style-type: none"> ● これまで、毎月、全戸配布5件、回覧2件を基本としていたが、令和6年度から、これまで全戸配布していたものも含めて、回覧にするなど、段階的に配布文書量を減らします。 	<p>検討中</p>

⑭行政文書配布について（担当課：総務課、広報課、自治振興課）

見直し意見等	担当課からの回答	中間報告
<p>ならないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 全戸配布しなくても回覧でいいような文書もある。 ■ 良質な紙が使ってあって重たい。紙質をさげて軽くしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● また、ペーパーレス化を推進し、他の周知方法（ホームページ、SNS等）の積極的利活用に取り組みます。 	

3. 今後の取組について

今回の調査を踏まえ、継続して検討が必要な「自治協会とコミュニティセンターの業務の負担軽減」については、新たに関係者による検討会を立ち上げ、さらなる見直しを進める。

また、コミュニティセンターのあり方については、職員の給与や処遇改善を図った上で、必要な見直しを検討する。

【検討項目数】 8～9ページ参照

◎	□	※
関係者により更に意見交換を行い議論を深め方向性を導き出すもの	担当課において引き続き検討を行ったうえで提案するもの	検討会において負担軽減策の進捗状況を確認するもの
4 事業	4 事業	8 事業